



平成27年1月20日

諫早市長 宮本 明雄 様

諫早市入札監視委員会審議報告書・意見書

諫早市入札監視委員会

委員長 森 泰一郎



目 次

1	はじめに	1
2	委員会の委員	2
3	平成24年度及び平成25年度の公共工事の契約状況等	2
	(1) 公共工事の契約状況	2
	(2) 工事登録業者数	2
4	委員会の開催状況	3
	(1) 開催状況及び審議の内容	3
	(2) 審議内容の内訳	4
	① 審議案件の抽出	4
	② 指名停止の状況	5
5	これまでの委員会で意見及び提言した事案に対する市の対応等	5
	・電子入札の導入・拡大	5
6	審議案件に対する主要な意見	6
	(1) コンプライアンスの徹底	6
	(2) 総合評価落札方式	6
	(3) 取り抜け方式の導入	6
	(4) 失格者と辞退者の分析	6
7	今後の改善に向けての提言	7
	(1) コンプライアンスの徹底	7
	(2) 総合評価落札方式	7
	(3) 入札制度の継続的な改善	7
	(4) 入札辞退の解消	7
8	終わりに	8
	○諫早市入札監視委員会設置要綱	9

1 はじめに

諫早市入札監視委員会は、工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、平成21年2月に設置された第三者機関であり、5名の学識経験を有する委員（任期2年）によって構成されている。

入札・契約制度については、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な価格での入札、不正行為の排除の徹底といった観点のもと、新しい時代への対応に向けより良い入札等の制度改革の取り組みが求められている。

本委員会では、公共工事の契約締結状況や指名停止状況の報告を受けるとともに、各委員が抽出した事案についてこれらの観点から審議を行ったところである。

諫早市（以下「市」という。）は、これまでさまざまな重要なインフラ整備を行うなか、特に、児童生徒が学び、災害時の避難所ともなる学校校舎の耐震補強・老朽改修工事に着手するなど、安心・安全の確保に取り組んでいることが窺える。

この取り組みは、高度経済成長期以降に整備された公共施設等の、耐震性能の確保及び老朽化対策が必要であることを物語るものである。

このたび、第3期委員会の任期満了の節目を迎えるにあたって、前回の「審議報告書・意見書」による意見や提言も踏まえ、本委員会がこれまで審議した結果を以下のとおり取りまとめるとともに、今後の入札及び契約制度の改善に向けて参考とされるよう提言する。

2 委員会の委員

本委員会の委員は、大学教授、金融の専門家、中小企業診断士、弁護士、警察OBの5名で構成し、委員の互選により委員長を選任した。各委員は、次表のとおりである。

(任期：平成25年2月2日～平成27年2月1日)

	氏名	職業	備考(前任経験)
委員長	森 泰一郎	大学教授	H23.2.2～H25.2.1
委員長代理	木村 廣昭	金融の専門家	H23.2.2～H25.2.1
委員	相田 雄二郎	中小企業診断士	H23.2.2～H25.2.1
委員	森本 精一	弁護士	—
委員	大石 重男	警察OB	—

3 平成24年度及び平成25年度の公共工事の契約状況等

(1) 公共工事の契約状況

年度 \ 区分	契約件数	契約金額 (千円)
平成24年度	506件	7,680,688
平成25年度	429件	6,029,075
増減	△77件	△1,651,613

※増減の主な理由

契約件数：農林災害工事の減

契約金額：大型案件の完成による減（小栗小学校建設工事、諫早市美術・歴史館建設工事、行政無線整備工事等）

(2) 工事登録業者数

年度 \ 区分	登録業者数	うち市内業者数
平成24年度	1,038社	287社
平成25年度	1,029社	294社
増減	△9社	7社

4 委員会の開催状況

(1) 開催状況及び審議の内容

年度	開催日	内容
平成24 年 度	平成24年11月26日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告1:公共工事の契約締結状況について ・報告2:指名停止の状況について ・報告3:準市内業者の区分について ・審議1:抽出事案の審議について (H24. 4~H24. 9) ・審議2:「報告者・意見書」(案)について
	平成25年1月31日 (第3回臨時会)	<ul style="list-style-type: none"> ・「報告書・意見書」を市長へ提出
平成25 年 度	平成25年5月27日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告1:公共工事の契約締結状況について ・報告2:指名停止の状況について ・報告3:各種契約における暴力団等の排除措置に 関する要綱の制定について ・審議1:抽出事案の審議について (H24. 10~H25. 3)
	平成25年11月18日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告1:公共工事の契約締結状況について ・報告2:指名停止の状況について ・審議1:抽出事案の審議について (H25. 4~H25. 9)
平成26 年 度	平成26年5月23日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告1:公共工事の契約締結状況について ・報告2:指名停止の状況について ・審議1:抽出事案の審議について (H25. 10~H26. 3)
	平成26年11月25日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告1:公共工事の契約締結状況について ・報告2:指名停止の状況について ・審議1:抽出事案の審議について (H26. 4~H26. 9) ・審議2:契約制度及び方法の検討について ・審議3:「報告者・意見書」(案)について
	平成26年12月9日 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議2:契約制度及び方法の検討について (継続審議) ・審議3:「報告者・意見書」(案)について (継続審議)
	平成27年1月20日 (第4回臨時会)	<ul style="list-style-type: none"> ・「報告書・意見書」を市長へ提出

※なお、本委員会については、非公開とし、議事概要は公開している。

(2) 審議内容の内訳

①審議案件の抽出

審議対象期間における一般競争入札、指名競争入札など様々な契約案件の中から各委員が抽出した事案について、5回の会議で合計23案件を審議した。

○審議件数23件（審議対象件数1131件）

入札方式別

審議対象期間 及び件数 契約方法	審議案件数 (対象件数)				
	H24.4~H24.9 (243件)	H24.10~H25.3 (265件)	H25.4~H25.9 (228件)	H25.10~H26.3 (201件)	H26.4~H26.9 (194件)
一般競争入札	1件	1件	1件	1件	1件
指名競争入札 <うち総合評価落札方式>	4件	3件	4件 <1件>	3件	2件
随意契約		1件		1件	
計	5件	5件	5件	5件	3件

工種別

審議対象期間 及び件数 工種	審議案件数 (対象件数)				
	H24.4~H24.9 (243件)	H24.10~H25.3 (265件)	H25.4~H25.9 (228件)	H25.10~H26.3 (201件)	H26.4~H26.9 (194件)
土木一式	1件	1件	3件	2件	1件
建築一式	3件		2件	2件	1件
その他	1件	4件		1件	1件
計	5件	5件	5件	5件	3件

②指名停止の状況

指名停止措置件数

区分 指名停止理由	H24. 4～H24. 9	H24. 10～H25. 3	H25. 4～H25. 9	H25. 10～H26. 3	H26. 4～H26. 9
安全管理措置の不適切による工事事故	2件				
贈賄			1件		
独占禁止法違反行為					
競売入札妨害又は談合	1件		2件		1件
不正又は不誠実な行為	1件				
その他 (書面警告・口頭注意)		1件	2件	1件	
計	4件	1件	5件	1件	1件

5 これまでの委員会で意見及び提言した事案に対する市の対応等

・電子入札の導入・拡大

電子入札の導入と拡大を要望する意見に対し、平成23年度に設計金額1,500万円以上の建設工事から電子入札を導入し、平成24年度は500万円以上に拡大され、さらに、平成26年度から130万円以上の全ての建設工事に拡大された。このことにより、業者及び市双方の時間や経費の負担軽減と入札適正化に効果をもたらしたものとする。

6 審議案件に対する主要な意見

(1) コンプライアンスの徹底

県内外において、談合や官製談合、情報漏えい事件等が発生しているなか、市においても更なる公正、透明性を図るため、発生事案の内容分析を行い、発生防止に取り組むべきであるとの意見が出された。

(2) 総合評価落札方式

総合評価落札方式については、市では工事の経験や技術能力の外、ボランティア活動などの地域貢献を評価項目とした特別簡易型を平成25年度で2件、平成26年度で1件実施している。

この点について、「総合評価落札方式を指名競争入札で実施するのは、発注者が、事前に評点が想定出来るので、指名競争入札にはなじまず、一般競争入札で行うべきではないのか。」、「総合評価落札方式の抽出基準が判りづらい。判りやすい抽出基準を定めたほうが良いのではないか。」、また「技術力等は考慮しながら、ボランティアや地域貢献度を重点に評価する総合評価落札方式が良いのではないか。」との意見が出された。

(3) 取り分け方式の導入

学校の耐震補強工事・老朽改修工事のように、同種工事を同時期に複数発注する場合に、一般競争入札において取り分け方式を導入したことについては、業者の受注機会の拡大を図る効果が認められるなど、入札方法の工夫が見られた。今後も社会情勢、市の現状等を的確に把握し、より良い入札方法を検討してほしいとの意見が出された。

(4) 失格者と辞退者の分析

市の予定価格と最低制限価格は、最新の労務単価や工事材料の市場価格を使用し、工事概要に応じた履行の難易、履行の期限などを考慮して設定されているが、入札結果によっては失格者や辞退者が多いものが見受けられる。

失格者が多い事案については、「落札に対する業者間の競争原理が働いたことによるものかどうかを分析し、市が積算した予定価格がその時々の実勢価格や工事概要を反映していたものであったかを常に検証することが重要である。」、また「辞退者の多い入札は、業者間の

競争性が薄れることになるため、指名通知を送る前に入札参加の可否を業者に確認する方法を考えたほうが良いのではないか。」との意見が出された。

7 今後の改善に向けての提言

審議案件に対する主要な意見をまとめる中で、改善の必要があると考えられるものについて、これまでの対応評価を含め、次のとおり本委員会の提言としてまとめる。

(1) コンプライアンスの徹底

県内外の自治体における入札妨害事件及び官製談合事件、情報漏えい事件等の発生事実を真摯に受け止め、発生事案の内容分析を行い、発生防止に取り組むとともに、市職員のみならず業界、団体等へも、法令遵守に必要な研修等の実施に引き続き努めること。

(2) 総合評価落札方式

公共工事の品質を確保するためには、総合評価落札方式の実施は有効なものであると考えられる。

本方式の抽出基準は、業者の施工能力や、施工実績が同程度の業者を指名する指名競争入札ではなく、業者が自ら手を挙げる一般競争入札とするなどさらに検討に努めること。

(3) 入札制度の継続的な改善

平成25年度の一般競争入札から取り入れた「取り抜け方式（同種工事を同一時期に複数発注する場合に、一工事を落札した業者は次の工事を落札できない条件とする方法）」は、業者の受注機会の拡大が図られ適正な履行確保にも繋がる方法であると評価する。

公共工事は、市経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献していることから、引き続き本市の実情に応じた入札制度の改善と効率的な運用に努めること。

(4) 入札辞退の解消

入札辞退については、工事案件ごとに辞退理由を聞き取り、その内容を記録・分析し、業者の状況を把握したうえで指名選定に努められているところではあるが、最近の特殊事情があるにせよ案件によって

は辞退者が多い入札が散見される。

公共工事において競争性を確保するためには、辞退者を極力なくすべきであることから、業者の現状を事前に把握するため、業者からの事前届出を検討するなど入札辞退の解消に努めること。

8 終わりに

第3期の2年間は、国内政治の政権交代による経済政策の変更から大型補正予算による公共工事の拡大、東日本大震災の被災地復興対策、防災・減災対策及びインフラの老朽化対策による公共事業の需要が増加する一方で、技能労働者、技術者不足や労務賃金の上昇など、全国的に公共工事を取り巻く環境に大きな変化が見られた。

このため、市においても経済状況、社会情勢の変化を的確に把握し、今後の公共工事を順調に進め地域経済の健全な育成を図るために入札・契約事務を迅速かつ公正に執行することは基より、県内外の状況も調査しながら入札・契約事務の改善が図られるよう期待するものである。

最後に、本委員会での意見を反映することにより、今後とも市が透明性の高い、公正で適正な入札及び契約事務に取り組み、適正価格での契約の推進が図られることを望むものである。